

介 護 保 険
福 祉 用 具 貸 与 ・ 購 入
の 手 引



(令和6年4月版)

熱海市 健康福祉部 長寿介護課

[http://www.city .atami.shizuoka.jp/](http://www.city.atami.shizuoka.jp/)

介護保険福祉用具貸与

介護保険福祉用具貸与とは、要介護・要支援状態となった場合においても、その利用者が、可能な限り居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することで、日常生活上の便宜を図り、機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るものです。

なお、福祉用具貸与に当たっては、利用者の自立の観点から本人・ケアマネジャー・福祉用具貸与事業所と十分に検討を行ってください。

※福祉用具貸与は、訪問介護、通所介護等のサービスと同様、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けられるため、福祉用具貸与を希望される方は、担当ケアマネジャーに御相談ください。

利用できる方

介護保険の要支援・要介護認定申請の結果、『要支援1～2又は要介護1～5』と認定され、在宅で生活している方が対象となりますが、要介護度によっては、保険給付の対象外となる福祉用具があります。

福祉用具貸与に係る費用は、月々のサービスの利用限度額の範囲内で、掛かった費用の1割～3割が自己負担になります。

用具の種類や貸与事業者によって費用が異なりますので御注意ください。

福祉用具貸与の種目

福祉用具貸与の種目	内 容
(1) 車いす ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・自走用標準型車いす ・普通型電動車いす ・介助用標準型車いす
(2) 車いす付属品 ※1	クッション、電動補助装置等で、車いすと一体的に使用されるものに限る。
(3) 特殊寝台 ※1	<p>サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なものであって、次のいずれかの機能を有するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背部又は脚部の傾斜角度を調整できる機能 ・床板の高さを無段階に調整できる機能
(4) 特殊寝台付属品 ※1	マットレス、サイドレール等で、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
(5) 床ずれ防止用具 ※1	<p>次のいずれかに該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ・水等によって減圧による体圧分散効果のある全身用マット
(6) 体位変換器 ※1	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、要介護者等の体位を容易に変換できるもの。(体位の保持のみを目的とするものを除く。)
(7) 手すり	取付けに際して工事を伴わないものに限る。
(8) スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際して工事を伴わないものに限る。
(9) 歩行器	<p>歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車輪を有するものは、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ・四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの

福祉用具貸与の種目	内 容
(10) 歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
(11) 認知症老人徘徊感知機器 ※1	認知症の高齢者が屋外へ出ようとした際等に、センサーで感知し、家族、隣人等に通報するもの。
(12) 移動用リフト (つり具の部分を除く。) ※1	床走行式、固定式又は据置式であって、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するもののうち、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの。(取付けに住宅改修を伴うものを除く。)
(13) 自動排泄処理装置 ※2	尿や便が自動的に吸引されるものであって、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもののうち、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等であって、尿や便の経路となるもののうち、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。)を除く。)

《留意点》

1. 【※1】の福祉用具については、『要支援1～2及び要介護1』の方の貸与は、原則として保険給付の対象外となります。
2. 【※2】の福祉用具については、『要支援1～2及び要介護1～3』の方の貸与は、原則として保険給付の対象外となります。
3. ただし、上記1及び2については、利用者の状態像により保険給付の対象となる例外があります。(次ページからの「軽度者に対する福祉用具貸与」を御参照ください。)
4. 固定用スロープ、歩行車を除く歩行器、松葉づえを除く単点杖、多点杖について、令和6年4月より貸与と購入の選択制が導入されたことから、その提供に当たってメリット・デメリットを含め十分に説明してください。

軽度者に対する福祉用具貸与

状態像に合わない福祉用具の貸与により、本人の自立を妨げてしまうケースがあるため、軽度者（要支援1～2及び要介護1の方）については、その状態像から使用が想定しにくい車いす等の種目は保険給付の対象外となっています。

ただし、下記の表のとおり対象外種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある方については、例外的に福祉用具貸与を受けることができます。

要支援1～2及び要介護1の方が下記の福祉用具貸与を希望する場合は、担当ケアマネジャーに御相談ください。

【要支援1～2及び要介護1の方】

対象外種目	例外的に貸与が認められる状態像
(1) 車いす (2) 車いす付属品	次のいずれかに該当する方 ①日常的に歩行が困難な方
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる方
(3) 特殊寝台 (4) 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する方 ①日常的に起き上がりが困難な方
	②日常的に寝返りが困難な方
(5) 床ずれ防止用具 (6) 体位変換器	日常的に寝返りが困難な方
(1 1) 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する方 ①意思の伝達、介護者への反応及び記憶・理解のいずれかに支障がある方 ②移動において全介助を必要としない方
(1 2) 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する方 ①日常的に立ち上がりが困難な方
	②移乗が一部介助又は全介助を必要とする方
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる方

【要支援1～2及び要介護1～3の方】

対象外種目	例外的に貸与が認められる状態像
(13) 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く。)	次のいずれにも該当する方 (1) 排便が困難な方 (2) 移乗が全介助を必要とする方

また、上記の状態像に該当しない場合でも、医師の医学的所見により下記の（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかに該当し、ケアマネジメントにより福祉用具が特に必要であると判断された場合も、例外的に福祉用具貸与を受けることができます。この場合は、熱海市に福祉用具貸与の確認依頼をする必要がありますので、担当ケアマネジャーに御相談ください。

医師の医学的所見に基づく状態像	
（Ⅰ）	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に上記の表の「状態像」に該当する方
（Ⅱ）	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に上記の表の「状態像」に該当するに至ることが確実に見込まれる方
（Ⅲ）	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等の医学的判断から上記の表の「状態像」に該当すると判断できる方

【医師の医学的所見に基づく状態像の例】

I（状態の変化）

- ・ パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻度におき、日によって福祉用具が必要な状態となる。
- ・ 重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって福祉用具が必要な状態となる。

II（急性増悪）

- ・ 末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で福祉用具が必要となる。

III（医師禁忌）

- ・ 重度の喘息発作で、特殊寝台を利用し、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危機性を回避する必要がある。
- ・ 人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

介護保険特定福祉用具購入

介護保険特定福祉用具購入費支給制度とは、要介護（支援）状態になった方が、可能な限り、居住する住宅でその能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な特定福祉用具を購入した際の費用の一部が支給されるものです。

なお、特定福祉用具購入に当たっては、利用者の自立の観点から本人・ケアマネジャー・特定福祉用具販売事業所と十分に検討を行ってください。

利用できる方

介護保険の要支援・介護認定申請の結果、『要支援1～2又は要介護1～5』と認定された方で、在宅で生活している方が対象となります。

特定福祉用具購入に係る費用は、サービスの利用限度額の範囲内で、掛かった費用の1割～3割が自己負担になります。

用具の種類や販売事業者によって費用が異なりますので御注意ください。

《留意点》

1. 要支援・要介護認定の申請前や認定有効期間外に特定福祉用具を購入した場合は保険給付の対象外になります。
2. 要支援・要介護認定の申請中に特定福祉用具を購入した場合は、認定結果が出た後に特定福祉用具購入費が支給決定されます。（認定結果が「非該当」の場合には支給されません。）

特定福祉用具購入の種目

特定福祉用具の種目	内 容
(1) 腰掛便座	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。） ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの ・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。ただし、設置に要する費用は対象外）
(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>自動排泄処理装置の交換可能部分（レシーバー、チューブ、タンク等）であって、尿や便の経路となるもののうち、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの（専用パッド、洗浄液等の排泄の都度に消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品を除く。）</p>
(3) 入浴補助用具	<p>入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴用椅子（座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するもの） ・浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの） ・浴槽内椅子（浴槽内に置いて利用できるもの） ・入浴台（浴槽の縁に掛けて浴槽への出入りを容易にできるもの） ・浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図るもの） ・浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの） ・入浴用介助ベルト（居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するもので、浴槽への出入り等を容易に介助できるもの）

特定福祉用具の種目	内 容
(4) 簡易浴槽	空気式、折り畳み式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含み、居室において必要があれば入浴が可能なもの）で、取水又は排水のために工事を伴わないもの
(5) 移動用リフトの つり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
(6) スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際して工事を伴わないものに限る。
(7) 歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 <ul style="list-style-type: none"> ・車輪を有するものは、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ・四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの
(10) 歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

《留意点》

1. 破損等により買替えが必要となった場合や付属品のみの取換えで対応できる場合には、付属品のみの購入としてください。（例：ポータブルトイレの蓋が壊れてしまった。→蓋のみの購入を検討してください。）
2. 固定用スロープ、歩行車を除く歩行器、松葉づえを除く単点杖、多点杖について、令和6年4月より貸与と購入の選択制が導入されたことから、その提供に当たってメリット・デメリットを含め十分に説明してください。

支給限度基準額

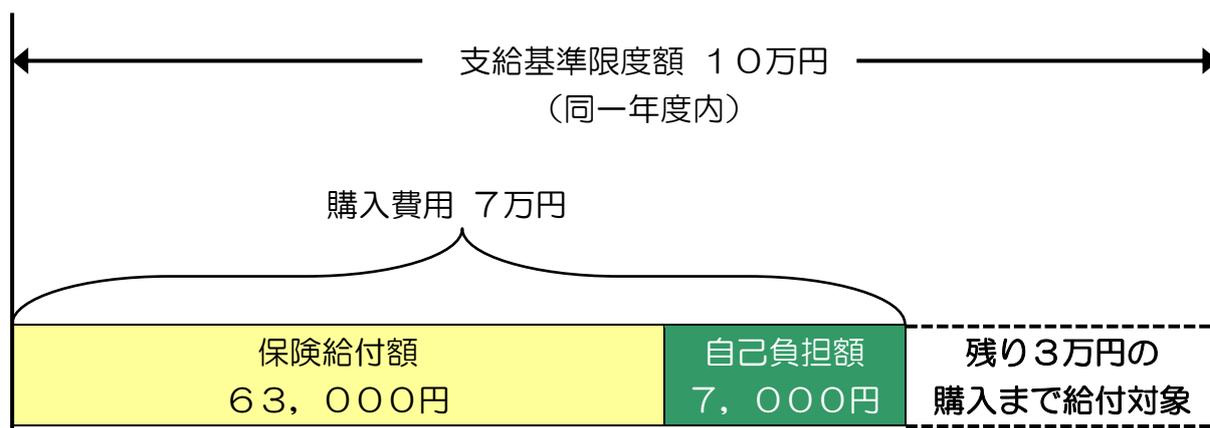
要介護状態区分にかかわらず、同一年度で対象となる特定福祉用具購入費用の10万円まで支給申請をすることができ、そのうち9割～7割が保険給付として支給されます。

支給限度基準額に達するまでは、何度でも購入をすることが可能ですが、同一種目の購入は、基本的に1種目1回に限られています。ただし、破損等により機能性と安全性が確保できない場合等の特別な事情があるときに限り、必要と認められる場合には、再び同一種目の特定福祉用具購入費が支給されます。

残りの1割～3割分と10万円を超えた部分の特定福祉用具購入費用は、自己負担となります。

※保険給付額に1円未満の端数があるときは切り捨てし、自己負担額を切り上げます。

【購入費用7万円の福祉用具の例（※自己負担1割の場合）】



支給方法

支給方法には、「償還払い」と「受領委任払い」の2種類があります。

支給方法		内容
①	償還払い	申請者が対象購入費用の全額を販売事業者に支払った後に、対象購入費用の9割～7割を熱海市から申請者に支給します。 介護保険料の未納により給付制限を受けている場合は、保険給付が7割又は6割に減額されます。
②	受領委任払い	申請者が対象購入費用の1割～3割（自己負担分）のみを販売業者に支払った後に、対象購入費用の9割～7割を熱海市から販売業者に直接支払います。 受領委任払いを利用する場合には、購入前に事前申請をする必要があるほか、販売事業者が熱海市と受領委任払い事業者の契約を事前に結んでおく必要があります。 なお、入院・入所中の要介護者が退院・退所に際して特定福祉用具の購入をする場合や事前申請時に要介護認定の結果が判明していない場合は、償還払いを御利用ください。 介護保険料に未納があり、給付制限を受けている方は、受領委任払いの利用はできません。

申請手続について



特定福祉用具購入費の支給申請に当たっては、ケアマネジャーや販売事業者と十分に話し合った上で、必要な書類を揃えて、ケアマネジャー等を通じて熱海市に申請してください。

利用者（家族）・担当ケアマネジャー・販売事業者の意思疎通ができていないと、トラブルの原因になります。

申請時に書類の内容についてお尋ねすることがありますので、説明できる方が来庁してください。

《留意点》

介護認定申請中又は入院中の方は、償還払いによる特定福祉用具購入は可能ですが、認定結果が「非該当」の場合や退院できない場合は、特定福祉用具購入費の支給を受けることができなくなります。

手続きの流れ

特定福祉用具購入計画について、利用者（家族）・担当ケアマネジャー・販売事業者と相談してください。



《事前申請（受領委任払いを利用する場合のみ）》

ケアマネジャー等が申請書類を揃えて、熱海市へ事前申請を行います。
熱海市は、特定福祉用具購入の内容について書類審査（破損等により買替えの場合は必要に応じて現物確認）を行います。
審査が承認された場合には見積書に受付印を押印して返却します。

《特定福祉用具の購入》

《（事後）申請》

ケアマネジャー等が書類一式を揃えて、熱海市へ事後申請を行います。
※（事後）申請受付から支給決定まで2箇月程度かかります。被保険者の負担を軽減するためにも（事後）申請書類は購入日の翌月10日までに提出してください。

熱海市は、特定福祉用具購入の内容について書類審査（必要に応じて現物確認）を行った後、申請者に特定福祉用具購入費支給決定通知書を発送します。
※受領委任払いの場合は、販売事業者に発送します。

《償還払い》

申請者の口座に特定福祉用具購入費を振り込みます。



《受領委任払い》

販売事業者の口座に特定福祉用具購入費を振り込みます。
※販売事業者は、事前に熱海市と受領委任払い登録が必要です。

申請に必要な書類

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)特定福祉用具購入費支給申請書
 - ・ (受領委任払いの場合) 事前申請時において、可能な限り記入してください。
 - ・ 訂正は、訂正印又は捨印により行うものとしますので、修正液等による修正はお控えください。

- ② 見積書 (受領委任払いのため事前申請が必要となる場合には準備が必要です)
 - ・ 特定福祉用具の種目ごとに適切に区分して記載してください。

- ③ 製品のカタログのコピー
 - ・ どの製品を購入するのかが分かるように、マーカーペン等で印を付けてください。

- ④ 写真 (日付入)
 - ・ 浴室内すのこ又は浴槽内すのこを購入する場合には、設置後の様子が分かる写真を添付してください。
 - ・ その他必要があると認められる場合も写真を添付してください。
(例：破損等により同一の特定福祉用具を購入する場合には、破損した特定福祉用具の写真を添付する。)

- ⑤ 領収書
 - ・ 必ず原本を御提示ください。 原本の返却を御希望のときは、コピーを添付してください。
 - ・ 領収書の宛名は、被保険者氏名を記載します。被保険者の死亡後に相続人が支払った場合等、申請者と被保険者が異なる場合は、領収書のただし書に被保険者氏名を記載してください。
 - ・ 分割払いとしている場合には、最終支払日が購入日となりますので、その日まで支払ったすべての領収書を提示してください。
 - ・ 償還払いの場合の領収金額は、購入費用と同じ金額になります。
 - ・ 受領委任払いの場合の領収金額は、自己負担分 (購入費用の1割～3割) の金額になります。

※支給方法別の提出書類は、下記の表のとおりです。

	支給方法	
	償還払い	受領委任払い
事前申請		① ～ ④ (確認後、一度返却します。)
(購入後) 支給申請	①、③、④、⑤	① ～ ⑤

特定福祉用具の貸与・購入についての質問



福祉用具貸与・購入の内容や手続について御不明な点は、熱海市健康福祉部長寿介護課までお問合せください。

また、厚生労働省の介護サービス関係Q&Aにも多くの相談事例が掲載されていますので、介護保険の対象になるかどうか迷ったときは、そちらも参考にしてください。



厚生労働省 介護サービス関係Q&A

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/ga/index.html

申請書類作成例

第15号様式(第19条関係)

※【償還払いの場合】※

介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書

フリガナ	アタミ タロウ	保険者番号	2	2	2	0	5	9				
被保険者氏名	<u>熱海 太郎</u>	被保険者番号	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0

種目ごとに記入してください。
購入金額は、税込価格としてください。

7月 7日生 性別 男・女

所 熱海市中央町1-1 0557-86-6000

福祉用具名 (種目名及び商品名)	製造事業者名及び 販売事業者名	購入金額	購入日
ポータブルトイレ (腰掛便座)	(株)△△便座製造 (株)アタミ販売企画	35,820 円	○年△月×日
シャワーチェア (入浴補助器具)	(有)〇〇入浴器具製造 (株)アタミ販売企画	22,500 円	○年△月×日

別紙で用意しても構いません。

福祉用具が 利用者の身体状況、介護状況、改善をしようとしている生活動作や具体的な
必要な理由 困難な状況、特定福祉用の使用によって期待できる効果、その他特記事項

熱海

熱海市長 あて
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介
年 月 日
住所 熱海市中央町1番1号
申請者 氏名 熱海 太郎 電話番号 86-6000

被保険者の住所・氏名を記入して押印。
訂正する場合は、修正ペン等は使わずに、
訂正印で訂正してください。

熱海印

注意・この申請書の裏面に、領収証及び福祉用具のパフレット等を添付してください。
・「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載してください。欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行		本店	種 目	口 座 番 号									
	あたみ 信用金庫	第一	支店											
	信用組合	出張所												
	金融機関コード	店舗コード	①普通預金											
7	6	5	4	3	2	1	2当座預金	0	0	1	1	0	0	0
							3その他							
フリガナ	アタミ タロウ						被保険者名義の口座を記入。 ※被保険者以外の口座に振り込むときは委任状(18ページ参照)が必要になります。							
口座名義人	<u>熱海 太郎</u>													

様式第5号（第8条関係）

※【受領委任払いの場合】※

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）

フリガナ	アタミ タロウ		保険者番号	2 2 2 0 5 9	
被保険者氏名	熱海 太郎		被保険者番号	2 0 5 0 0 0 0 0 0 0	
			個人番号		
生年月日			西暦		
種目ごとに記入してください。 購入金額は、税込価格としてください。			個人番号の記入は不要です。		
			電話番号		
福祉用具名 (種目及び商品名)	特定福祉用具販売 事業者指定番号	製造業者名及び 販売事業者名	購入金額	購入日	
ポータブルトイレ (TAISコード)	0000000000	株△△便座製造 (株)アタミ販売企画	35,820円	○年△月×日	
シャワーチェア (TAISコード)	0000000000	有〇〇入浴器具製造 (株)アタミ販売企画	22,500円	○年△月×日	
(TAISコード)			別紙で用意しても構いません。		
福祉用具が 必要な理由	利用者の身体状況、介護状況、改善をしようとしている生活動作や具体的な困難な状況、特定福祉用の使用によって期待できる効果、その他特記事項				
熱海市長 あて 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。 年 月 日					
申請者 (受領委任事業所)	所在地	熱海市中央町2-2	事業所番号	0000000000	
	事業者名	(株)アタミ販売企画	代表者名	介護 三郎	
			電話番号	0557-12-3456	
上記の事業所に居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の請求			委任行為のため、記名押印または署名捺印してください。		
被保険者氏名 熱海 太郎					

- 注意
- ・この申請書に領収書、福祉用具のパフレット等を添付してください。
 - ・「福祉用具が必要な理由」については、個々の福祉用具ごとに記入してください。
 - ・欄内の記入が困難な場合は、別紙に記入してください。

給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行	本店	種目	口座番号
	あたま 信用金庫 農 協 ()	あたま 支店 ()		
	金融機関コード	店舗コード	1 普通	1 2 3 4 5 6 7
	7 6 5 4	3 2 1	2 当座	
			3 その他 ()	
	ゆうちょ銀行	記号	番号	
フリガナ	カ) アタミハンバイキカク			
口座名義人	(株)アタミ販売企画			

御 見 積 書 (例)

熱海 太郎 様

〇〇年△月×日
熱海市中央町2-2
(株)アタミ販売企画
Tel.0557-86-6000



下記のとおり御見積りいたします。

御見積合計金額 ￥58,300-

御見積書内訳

商品名	数量	単 価	金 額	備 考
(株)△△便座製造 ポータブルトイレ XX型	1	35,800	35,800	
(有)〇〇入浴器具製造 タイプXX シャワーチェア	1	22,500	22,500	
合計			58,300	

償還払いの領収書（例）

領 収 書		No. 11111
熱海 太郎 様		
金58,300円		
但し、介護保険特定福祉用具購入費（腰掛便座・入浴補助器具）		
〇〇年△月××日 上記正に領収いたしました。		
内訳		
税抜金額	53,000	
消費税額等	5,300	
印 紙		〒413-0015 熱海市中央町2-2 株式会社アタミ販売企画 代表取締役 介護三郎
※5,000円以上は印紙が必要になります。		

受領委任払いの領収書（例）

領 収 書		No. 12345
熱海 太郎 様		
金5,830円		
但し、介護保険特定福祉用具購入費（腰掛便座・入浴補助器具）		
〇〇年△月××日 上記正に領収いたしました。		
内訳		
税抜金額	5,300	
消費税額等	530	
印 紙		〒413-0015 熱海市中央町2-2 株式会社アタミ販売企画 代表取締役 介護三郎
		

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、

- 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費
- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費

の支給申請及び請求並びに給付金の受領に関する一切の権限を委任いたします。

記

年 月 日

熱海市長 あて



住所
委 任 者
(被保険者) 氏名



住所
受 任 者
(代理受領者) 氏名



(委任者との続柄

)



お問い合わせ先

〒413-8550

熱海市中央町1-1

熱海市 健康福祉部 長寿介護課

TEL0557-86-6283